

<目次>

- 宇都宮美容専門学校 「授業料等の返還規定」が迅速に改善されました、
- フェニックス（中古自動車販売）の約款が是正されました。
- 消費者ネットワーク群馬が、消費者機構日本に、団体正会員Bとして加入
- ACAP 消費者問題に関する「わたしの提言」募集のご紹介
- 夏期休業のお知らせ

**宇都宮美容専門学校において、
「授業料等の返還規定」が迅速に改善されました！！**

消費者機構日本（以下「当機構」という）は、美容師等の養成学校である「宇都宮美容専門学校」へ、「同校の授業料等の返還規定に関する改善」を2010年7月2日に申入れたところ、同校はただちに申入れ趣旨を理解し、同年7月5日に下記の改善がされました。

1. 当機構からの申入れ

- (1) 当機構では、消費者からの情報提供等に基づいて、同校の「募集要項及び入学手続き」書面やホームページでの説明内容を確認したところ、

「事情の如何にかかわらず、一旦納入された納付金は返却いたしません。」

という内容・趣旨の記載がありました。

- (2) この記載は、「入学前の辞退」も授業料等の支払い済み費用は一切返還しないとする定め・規定と解釈できます。この場合、同規定は、「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償予定額または違約金の定めは、それらの合算額について解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える部分は無効になる」という、消費者契約法第9条1号に該当する、不当な条項と言えます。さらに、2006年（平成18年）の最高裁判決（学納金判決：「新年度が始まる前に入学辞退を表明した場合、原則として大学側は授業料などを返還する義務を負う」）にも反する不当条項といえます。
- (3) ついては、同規定の改善を求め、当機構は2010年7月2日に申入れをしました。

2. 宇都宮美容専門学校からの回答

- (1) 同校では、ただちに当機構からの申入れ趣旨を理解し、同年7月5日にはホームページでの掲載内容が次のとおり改善されました。また、「募集要項及び入学手続き」書面についても次年度（2011年度）使用分から同様に改善するよう作業が進められました。

改善後の内容：「既に納入された入学金は、一切返還いたしません。但し、授業料等につきましては、入学前に入学を辞退した場合には全額返還いたします。」

- (2) また、同校では従来から、規定に関わらず、「入学辞退者については、入学金以外の金員を全額返還（但し購入済みの教材は現物をお渡し）していたこと」が説明されたとともに、**「入学後の中途退学者に対しても、月割り計算にて授業料等の返還措置を講じている」**ことが同校から説明・表明されました。

株式会社フェニックス（中古自動車の販売事業者）において、 申し込み撤回時の違約金水準等が改善されました！！

消費者機構日本（以下「当機構」という）は、中古自動車の販売事業者である「株式会社フェニックス」に対し、同社で定めている契約条項に関して、「顧客（消費者）が申し込みを撤回した場合の違約金関連条項および違約金水準の是正」等の改善申入れを 2009 年 7 月から行ってきましたが、同社ではその申入れ趣旨を理解し、各種改善が約束されました（2010 年 9 月末日までに契約書面等も含めた具体的な改善実施）。

<主な改善条項>

1. 〔一般条項〕 4条について

当初の契約条項では、消費者都合による申し込み撤回の場合、事業者は、迷惑料として車両本体価格の 20%等を請求する規定となっていました。改善の結果、迷惑料を請求する旨の規定は削除され、車両にかかった費用のみの請求となりました。

<改善前>

申込金は、契約成立時に売買代金の一部の支払いに充当して下さい。万一、私の都合で申込を撤回した場合、当日であっても迷惑料（当社規定により通常生ずる額）及びその車両にかかった費用（修理・加修費等）整備・法定費用を請求されても異議はありません。この場合申込金、中間金より相殺されても異議は有りません。不足分は現金をもって貴社に支払います。当社規定による迷惑料・・・車体本体価格の 20%（車体本体価格 30 万円以下の場合は 30%）、法定費用、車両保管料（1500 円×経過日数）

<改善後>

万一、注文者の都合により、申込金支払後、契約成立前に申し込みを撤回した場合、契約成立のために支出した損害につき、賠償します。また、契約成立後に申し込みを撤回した場合には、その車両にかかった費用（修理・加修費、整備費、運送費、保管費<1,500 円×経過日数>等）を請求されても異議はありません。この場合、申込金、中間金を既に支払っていたときには、相殺されても異議はありません。

2. 〔一般条項〕 6条 aについて

下取車に係る消費者からの契約撤回の場合についても、迷惑料を請求する旨の規定は削除され、車両にかかった費用のみの請求となりました。

<改善前>

下取車の契約を万一私の都合により撤回した場合、査定価格が付かない車両であっても下取車手続代行費用の返還請求は致しません。又、迷惑料やその車両にかかった費用（修理・加修・陸送費用等）整備・法定費用を請求されても異議は有りません。同時に契約車両の契約が不履行になることはありません。

<改善後>

下取車に関する契約成立後に、万一注文者の都合によりこれを撤回した場合、下取車手続代行費用や、その車両にかかった費用（修理・加修費・運送費・保管費等）を請求されても異議はありません。なお、下取車に関する契約が撤回されても、同時に契約車両の契約が撤回されることはありません。

3. 〔一般条項〕 7条について

販売時に走行不明と記載さえしていれば、事業者の全ての責任を免責とする条項が、削除されました。

<改善前>

走行不明と記載された契約車両に対し、私は納車後に如何なる事情が発生したり、計器及びメーターの改ざん、もしくは計器の交換、及び流通履歴が立証されても、貴社には一切責任を追及したり、異議申し立てなど致しません。刑事的責任、民事的責任、行政的責任等も免責と致します。

<改善後>

<削除>

消費者ネットワーク群馬が、消費者機構日本に、 団体正会員 B として加入

消費者ネットワーク群馬は、群馬県内の消費者団体、弁護士、消費生活相談員、学識者、生協等で構成される任意団体です。2010年1月25日に発足し、消費者被害に関する調査・研究・拡大防止・被害者支援等を目的として活動しています。

消費者ネットワーク群馬は、自ら適格消費者団体の認定を受けることは目指さないものの、消費者機構日本に加入し、活動に参加する形で消費者団体訴訟制度を活用していくことを活動方針に掲げており、この度、加入の運びとなりました。

消費者ネットワーク群馬と消費者機構日本の連携のあり方について、今後検討を深め、双方の協力により、群馬県内の消費者問題に対する差し止めの活動を効果的に展開していくことを目指します。

消費者ネットワーク群馬については、群馬県生協連のホームページで設立の経緯や組織概要が紹介されています。

http://gunma.kenren-coop.jp/news/100209_01.html

第26回 2010年 ACAP 消費者問題に関する「わたしの提言」募集 のご紹介

ACAP（消費者関連専門家会議）は、お客様相談室など企業の消費者関連部門の責任者・担当で組織する消費者庁所管の社団法人です。ACAPでは、1985年より毎年、消費者問題に関する「私の提言」を募集し、優秀な作品を表彰されています。第26回目を迎える今年は、次の5つのテーマについての提言を募集されています。（4000字～8000字、応募締切2010年10月29日（金））

テーマ（下記の①～⑤より、ひとつを選択）

- ① 守ろうよ、みんなを！～なくそう！高齢者の消費者被害～
（消費者庁が設定した平成22年度の消費者月間テーマ）
- ② 消費者市民社会の実現に向けてすべきこと
- ③ わたしが考える消費者教育
- ④ 30周年を迎えるACAPへの期待
- ⑤ 消費者問題に関する自由課題

送付先・お問合せ先

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-14-12 玉屋ビル5階

ACAP事務局「わたしの提言」係（電話03-3353-4999）

ACAPのホームページに募集要項等詳細が掲示されています。

<http://www.acap.or.jp/kyoiku/teigen-bosyu.html>

夏期休業のお知らせ～ 消費者機構日本では、事務所が所在している主婦会館プラザエフの夏期休館とあわせ、8月14日～17日を休業といたします。